八戸市社会福祉協議会
第４期地域福祉活動計画

令和４（２０２２）年度～令和８（２０２６）年度

社会福祉法人　八戸市社会福祉協議会

はじめに

少子高齢化をはじめ、自然災害の増加、新型コロナウイルス感染症の流行等により、私たちの生活は様々な側面において大きく変化しています。さらに、地域や家庭のつながりの希薄化に伴う社会的孤立や生活困窮、介護や育児に関する不安、8050 問題など、様々な福祉ニーズが顕在化するとともに、活動の担い手不足など、地域の福祉課題はより深刻な状況となっています。

このような状況を踏まえ、八戸市社会福祉協議会では、「第 4 期地域福祉活動計画」を策定しました。令和 4 年度(2022 年度)から始まる今回の計画では、これまでの計画で掲げていた「誰もが安心して　生き活きと　住み慣れた地域で暮らせるまちづくり」の基本理念を継承し、地域住民の支え合いを基盤とした、地域で共に生きる社会の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご多忙の中ご審議いただいた策定委員の皆様をはじめ、地域福祉懇談会やアンケート調査にご協力いただいた関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和 4 年 3 月

社会福祉法人八戸市社会福祉協議会
会長　田　口　豊　實

目　次

第１章　計画の概要
１　計画の背景と目的……1
２　計画の位置づけ……3
３　計画の期間……4
４　計画の策定体制……5
５　計画の推進体制……6

第２章　計画策定にあたっての現状と課題
１　八戸市の福祉を取り巻く現状……7
２　第３期計画の評価と今後の課題……14

第３章　計画の目指すもの
１　基本理念……16
２　基本目標……17
３　計画の体系……18

第４章　活動計画の内容
１　基本目標Ⅰ　みんなで支え合う地域づくり……19
２　基本目標Ⅱ　福祉の心を育む人づくり……22
３　基本目標Ⅲ　安心して暮らせる地域づくり……24
４　基本目標Ⅳ　信頼される運営基盤づくり……29
５　計画の進行管理……31

資　料
１　地域福祉活動計画策定委員会設置要綱……34
２　第４期地域福祉活動計画策定委員会……36
３　計画策定の経過……37

第１章　計画の概要

１．計画策定の背景と目的

八戸市社会福祉協議会（以下、市社協という。）では、平成 11 年度（1999 年度）に、「福祉のまちづくり」を基本理念とした第 1 期地域福祉活動計画を策定しました。平成 22 年度（2010 年度）には、「誰もが安心して　生き活きと　住み慣れた地域で暮らせるまちづくり」を基本理念とした第 2 期地域福祉活動計画を策定し、地域福祉を推進すべく事業を行ってきました。その後、基本理念を引き継いで、平成 27 年度（2015 年度）に第 3 期地域福祉活動計画を策定し、多様な事業を運営してきました。

第 3 期計画の策定から 6 年が経過し、急速に進展する少子高齢化や人口減少を背景に、高齢者世帯や単身世帯が増加していることに加え、長引くコロナ禍の影響による自粛や行動制限により、地域コミュニティの機能が低下し、住民が抱える課題が複雑・深刻化しています。

こうした中、令和 3 年 4 月に改正社会福祉法が施行され、「地域共生社会」（※ 1）の実現に向けた包括的な支援体制の整備等を行う「重層的支援体制整備事業」（※ 2）が創設されました。このことにより、制度･分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことが求められています。

また、全国社会福祉協議会では、令和 2 年（2020 年）に「福祉ビジョン 2020」を策定し、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて、「地域共生社会」の推進と「持続可能な開発目標（SDGs）」（※ 3）の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を目指していく方向性を示しています。

第 4 期地域福祉活動計画（以下、本計画という。）の策定に当たっては、このような動きを踏まえ、誰もが地域の中で自分らしい豊かな生活を送り続けることができるように、関係機関や多様な団体と連携・協働しながら、地域ぐるみで福祉の取組みを推進していきます。

※１「地域共生社会」

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度･分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

※２「重層的支援体制整備事業」

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている現状から、支援機関･地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を一体的に実施する事業。

※３　持続可能な開発目標 SDGs（Sustainable Development Goals）

2015 年 9 月の国連サミットで全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓って取り組みを進めることとしている。

２．計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、住民参加による地域の支え合いを実現していくため、地域福祉の推進を実践する社会福祉協議会が策定する行動計画です。地域福祉の推進を住民の立場から目指していくための計画であるとともに、市社協の活動の基本となる計画です。

一方、八戸市が策定する「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等（地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者）の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくものです。

両計画は、相互に連携・協働しながら、一体的に地域福祉の推進を目指します。

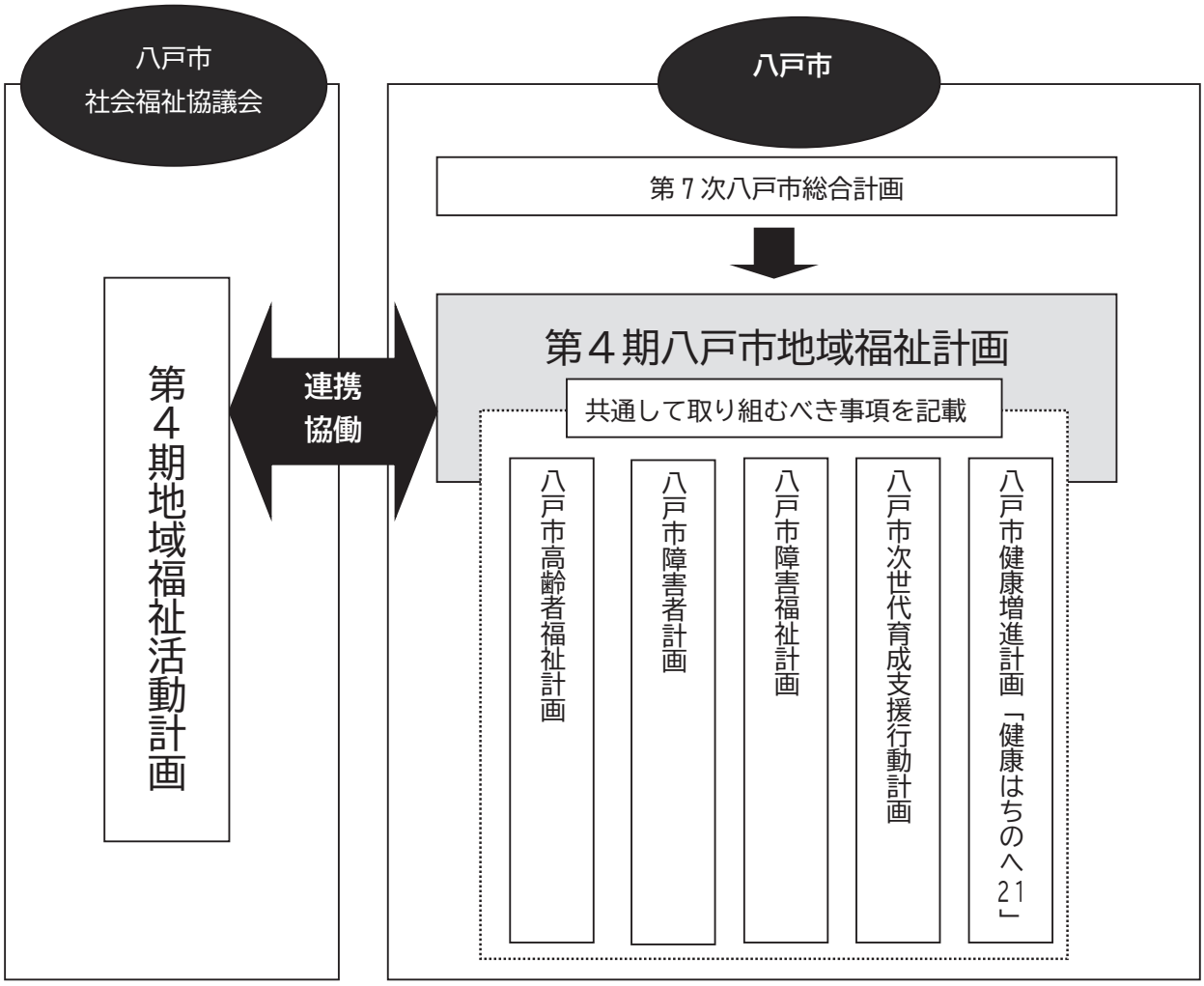

３．計画の期間

本計画の計画期間は、令和４年度（2022 年度）から令和８年度（2026 年度）までの５年間とします。当該計画期間中においても、社会情勢の変化や社会福祉の動向によっては、必要に応じて見直しを行います。

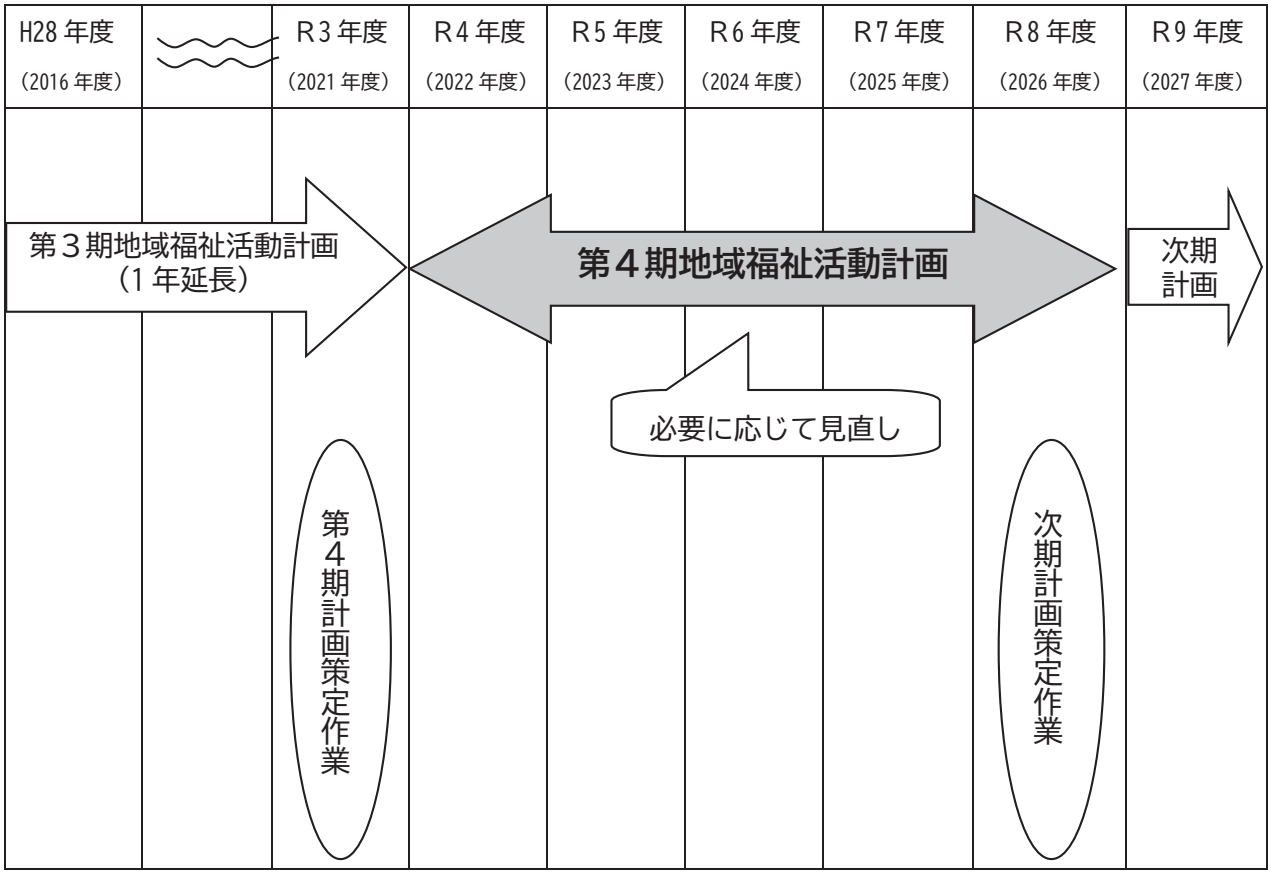

※第３期計画の計画期間は、当初、平成 28 年度（2016 年度）から令和２年度（2020 年度）までの５年間でしたが、新型コロナウイルス感染症への対応のため、八戸市の「地域福祉計画」が１年延長となったことから、市社協においても計画期間を令和３年度（2021 年度）まで延長して実施しました。

４．計画の策定体制

（１）地域福祉活動計画策定委員会の設置

地域福祉活動計画策定委員会設置要綱に基づき、学識経験者、関係機関・福祉関係団体等から推薦された 13 人の委員により第 4 期地域福祉活動計画策定委員会（以下、策定委員会という。）を設置しました。

（２）作業部会の設置

地域福祉活動計画策定委員会設置要綱に基づき、市社協職員による作業部会を設置し、福祉関係者等を対象にしたアンケート調査や地域福祉懇談会、パブリックコメントの実施を通して市民参画を図り、課題の整理や計画素案の作成作業等を行いました。

（３）八戸市地域福祉計画策定に関する会議への参加

八戸市地域福祉計画と八戸市福祉活動計画の整合・連携を図るため、八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門分科会に職員を派遣しました。

地域福祉活動計画策定委員会の様子

５．計画の推進体制

地域福祉活動計画の推進にあたり、市社協と地域住民、ボランティア、福祉団体、事業者、行政など、地域福祉を担う主体と相互に連携を図りながら、時には協働することで、効果的な地域福祉の推進に努めます。

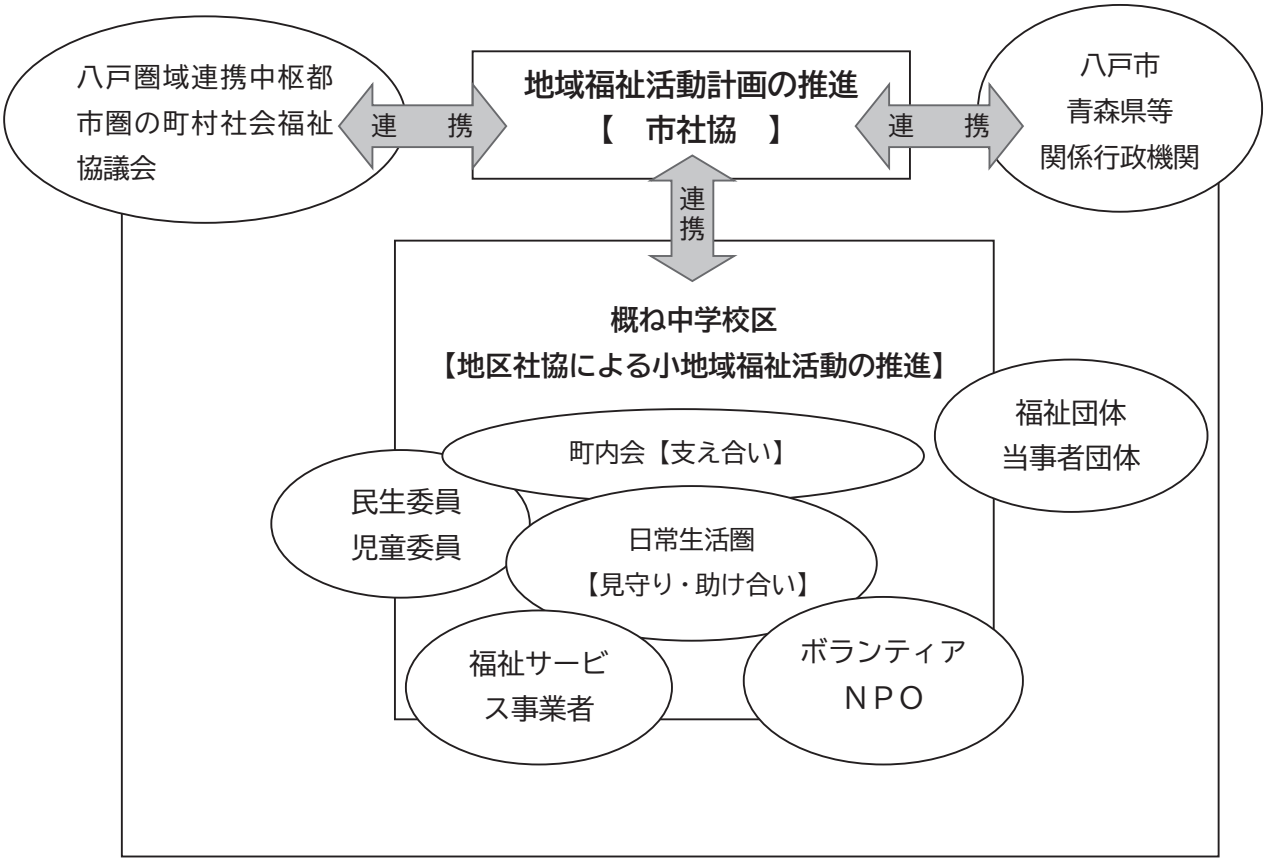

第２章　計画策定にあたっての現状と課題

１.八戸市の福祉を取り巻く現状

〔出典：第 4 期八戸市地域福祉計画　第 2 章　２当市における地域福祉の現状〕

（１）人口の推移、将来推計の状況

当市の人口は、合併前の平成７年（1995 年）における旧南郷村の人口を合わせた 249,358 人をピークに減少が進み、令和２年（2020 年）には 223,415 人となっています。生産年齢人口（15 ～ 64 歳）は、平成７年（1995 年）の 172,582 人をピークに減少に転じ、平成 17 年（2005 年）には、老年人口（65 歳以上）と年少人口（０～ 14 歳）の構成割合が逆転しています。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、現状のまま人口減少が続く場合、当市の人口は令和 27 年（2045 年）には 162,127 人まで減少すると推計されています。

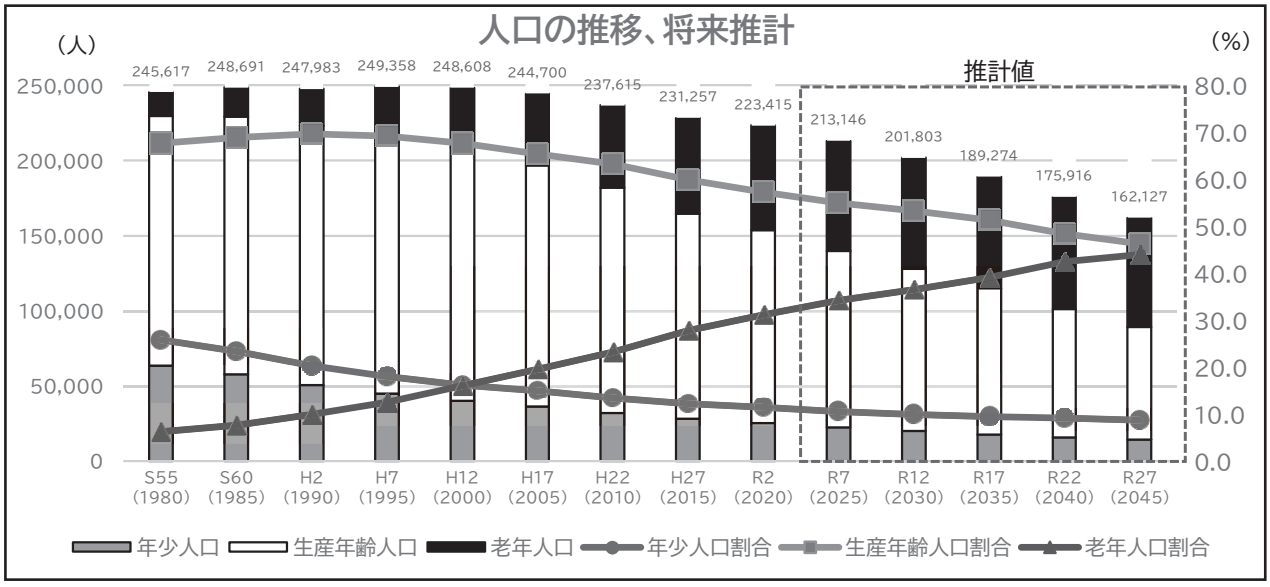

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口」

（２）世帯の状況

当市の世帯数は、直近の令和２年（2020 年）では 109,503 世帯となっており、10 年前の平成 22 年（2010 年）と比較し、約 6,600 世帯増加しています。一方で、一世帯当たりの人員数は、平成 22 年（2010 年）の 2.35 人から 2.07 人に減少しており、核家族化や少子化による影響が及んでいるものと推測されます。

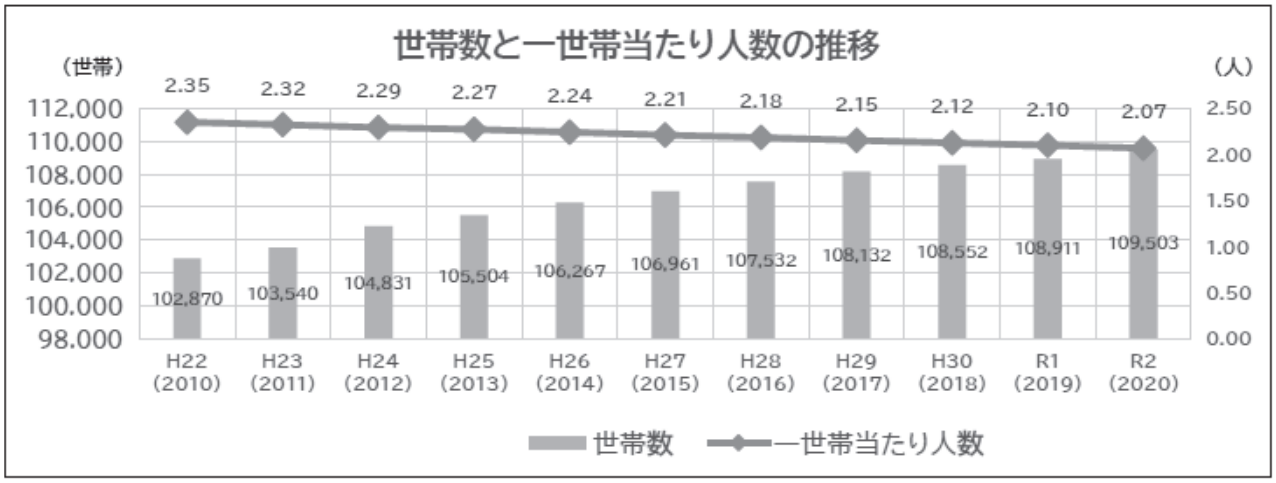

資料：八戸市（各年９月 30 日現在）

（３）高齢化率の状況

令和２年(2020 年)国勢調査における当市の総人口に占める 65 以上の割合(高齢化率)は 31.2%であり、全国平均（28.6%）よりも 2.6 ポイント高い状況です。今後、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）には、高齢化率は 42.5%に達し、約５人に２人が高齢者になると推計されています。

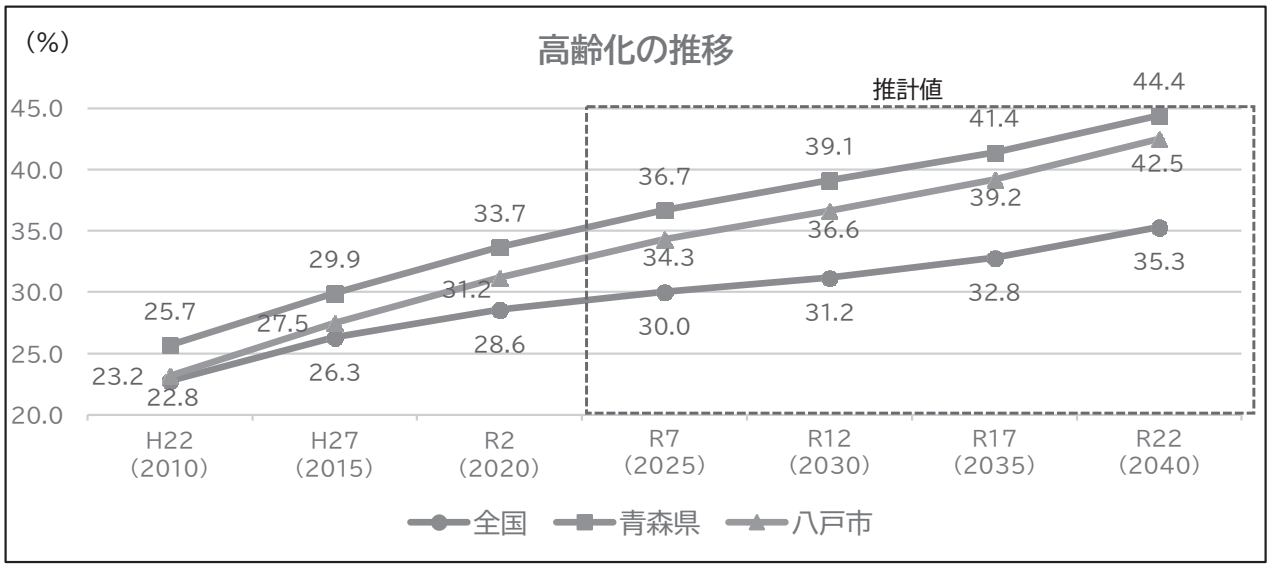

資料：H22 年（2010 年）～ R2 年 (2020 年) ／総務省「国勢調査」、
R7 年 (2025 年) 以降／国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」及び「日本の地域別将来推計人口」

（４）高齢者世帯の状況

当市の令和２年（2020 年）の一人暮らし高齢者は 21,000 世帯であり、平成 30 年（2018 年）の 19,492 世帯と比較すると 1,508 世帯増加しています。また全世帯に占める高齢者のみの世帯の割合も 1.7 ポイント増加しています。

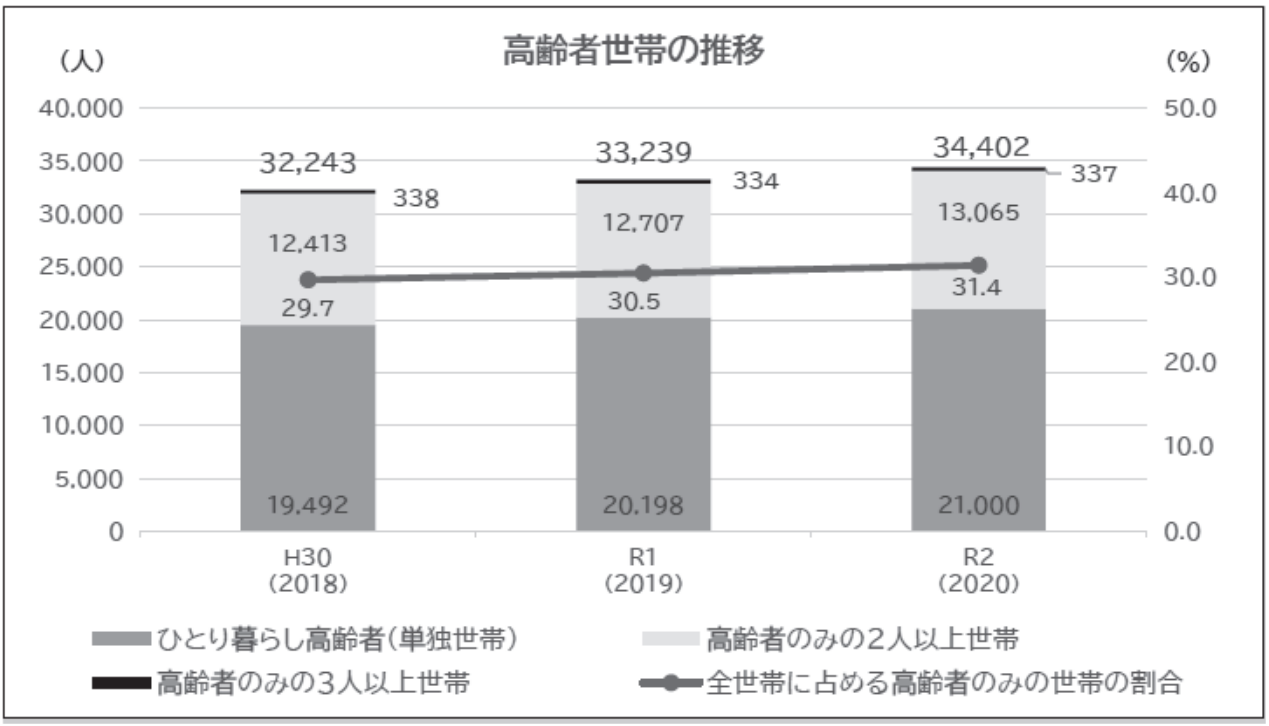

資料：八戸市（各年９月 30 日現在）

（５）障がい者の状況

令和２年度（2020 年度）の身体障害者手帳所持者は 8,740 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 2,863 人、愛護手帳所持者は 2,193 人となっています。平成 27 年度（2015 年度）と比較すると、精神障害者保健福祉手帳所持者は 456 人（18.9%）増加しています。

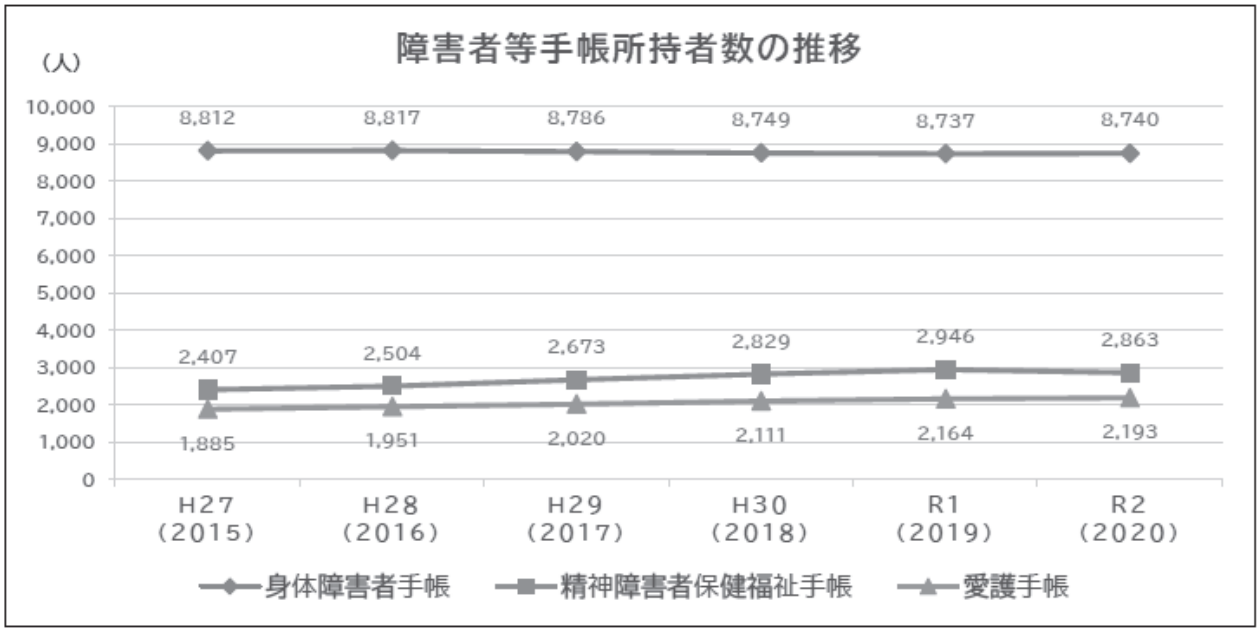

資料：八戸市（各年度末日現在）

（６）要介護（要支援）認定者数と認定率の状況（第１号被保険者）

令和２年度（2020 年度）の第１号被保険者における認定者数は 10,983 人、第１号被保険者に占める認定率は 15.7%となっています。令和元年度（2019 年度）と比較すると第１号被保険者における認定者数は 173 人増加し、認定率は同率の推移となっています。

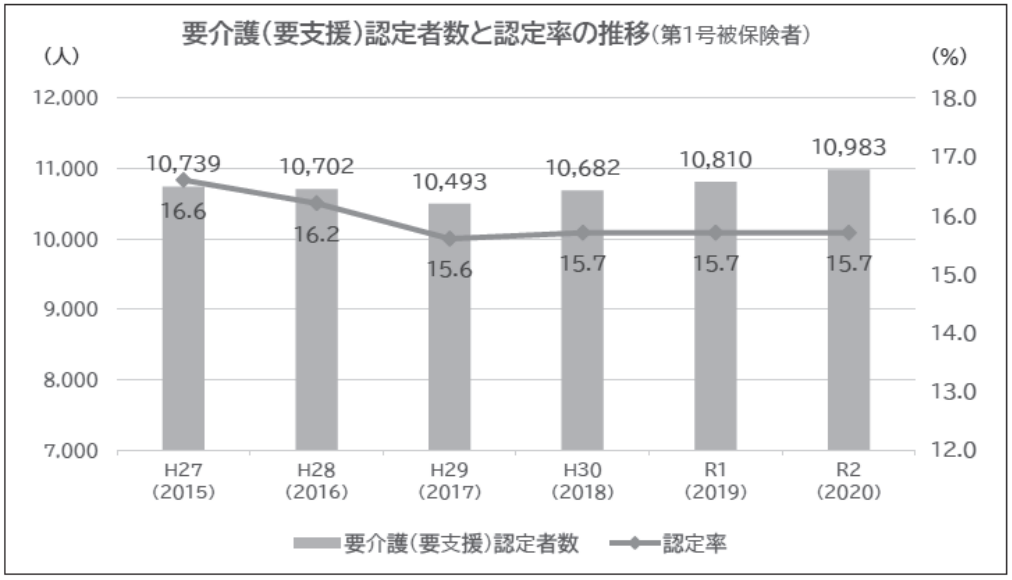

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、「介護保険事業状況報告（月報）」（各年度末日現在）

（７）合計特殊出生率の状況

１人の女性が生涯に産む子どもの平均数を示す合計特殊出生率は、当市においては、平成 28 年（2016 年）には 1.53 まで上昇し、全国平均や青森県より高い水準にありました。しかしながら、平成 29 年（2017 年）には 1.40 に減少し、平成 30 年（2018 年）には 1.46 に回復したものの、令和元年（2019 年）に再び減少に転じ、令和 2 年（2020 年）には 1.31 となるなど、人口を維持するのに必要な水準（人口置き換え水準）を大きく下回る状況が続いています。

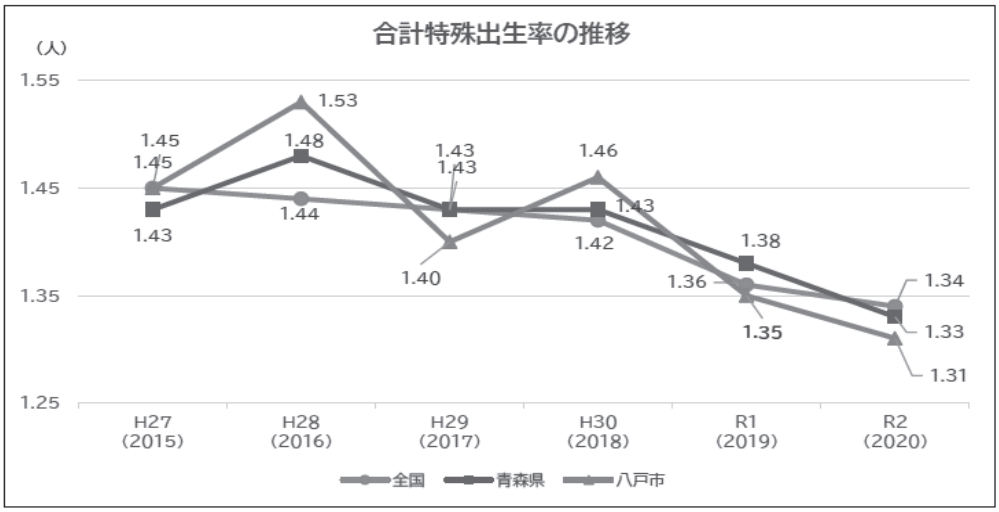

資料：青森県人口動態統計、八戸市

（８）出生数の状況と将来推計

当市の出生数は、平成 28 年（2016 年）には 1,787 人でしたが、令和２年（2020 年）には 1,379 人となり、408 人減少しています。出生数の減少は今後も続くものと見込まれており、令和７年（2025 年）に 1,239 人、令和 22 年（2040 年）には 1,000 人を下回り、974 人になると推計されています。

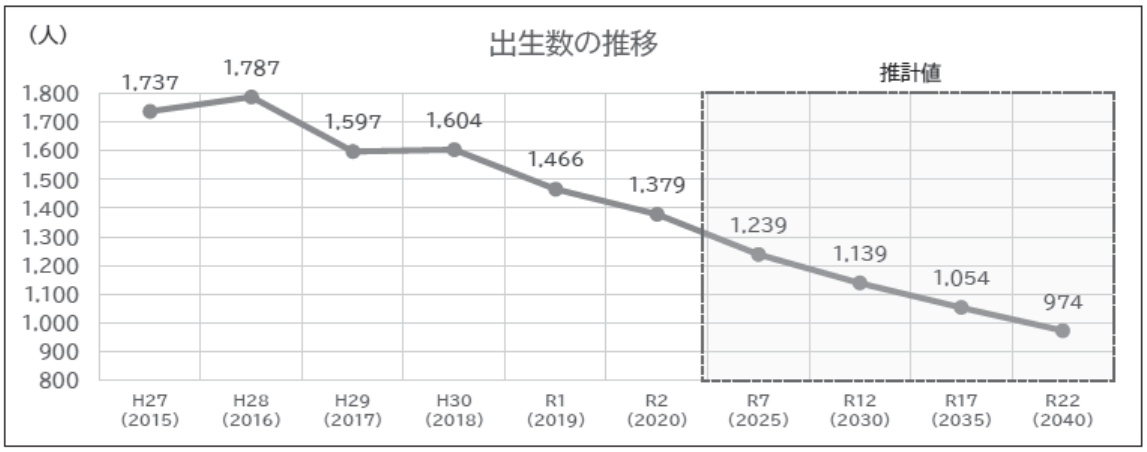

資料：八戸市「住民基本台帳」、国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口」

（９）生活保護の状況

令和２年度（2020 年度）における当市の生活保護世帯数は 3,453 世帯、人員数は 4,227 人となっており、最も多かった平成 29 年度（2017 年度）の 3,643 世帯、平成 28（2016）年度の 4,599 人と比較し、減少しています。

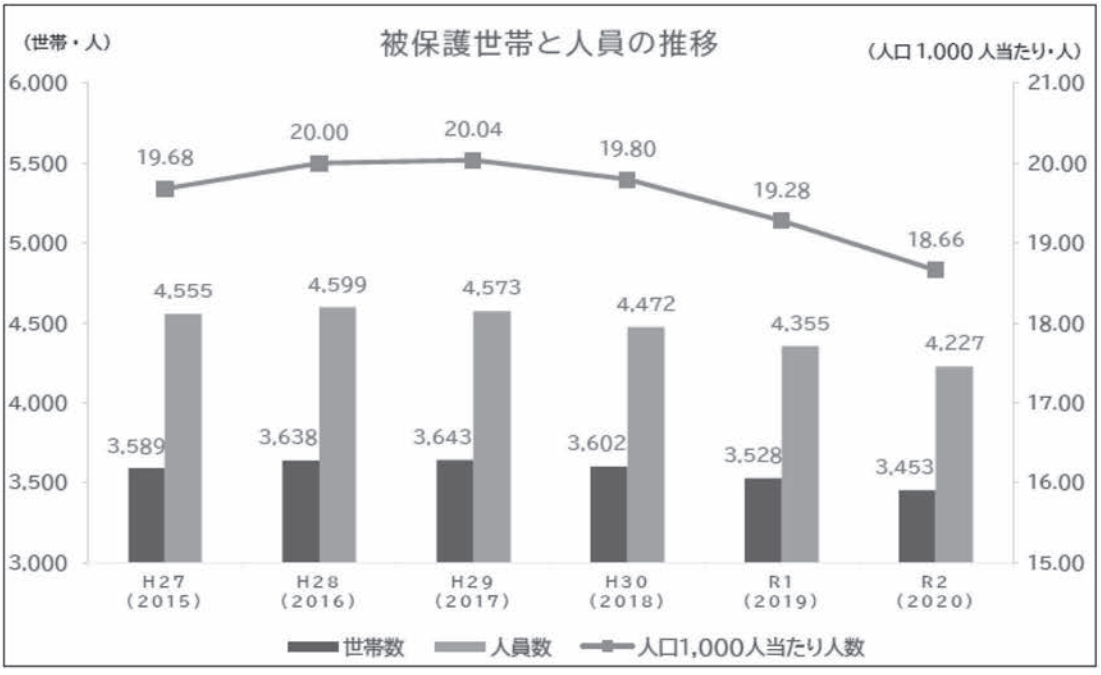

資料：八戸市（保護世帯・人員は月平均、人口 1,000 人当たりの基礎人口は各年 4 月 1 日現在の推計人口）

（10）町内会加入率の状況

当市の町内会加入率は、平成 27 年度（2015 年度）が 64.5%、令和元年度（2019 年度）が 62.0%、令和２年度（2020 年度）が 61.2%と減少傾向で推移しています。

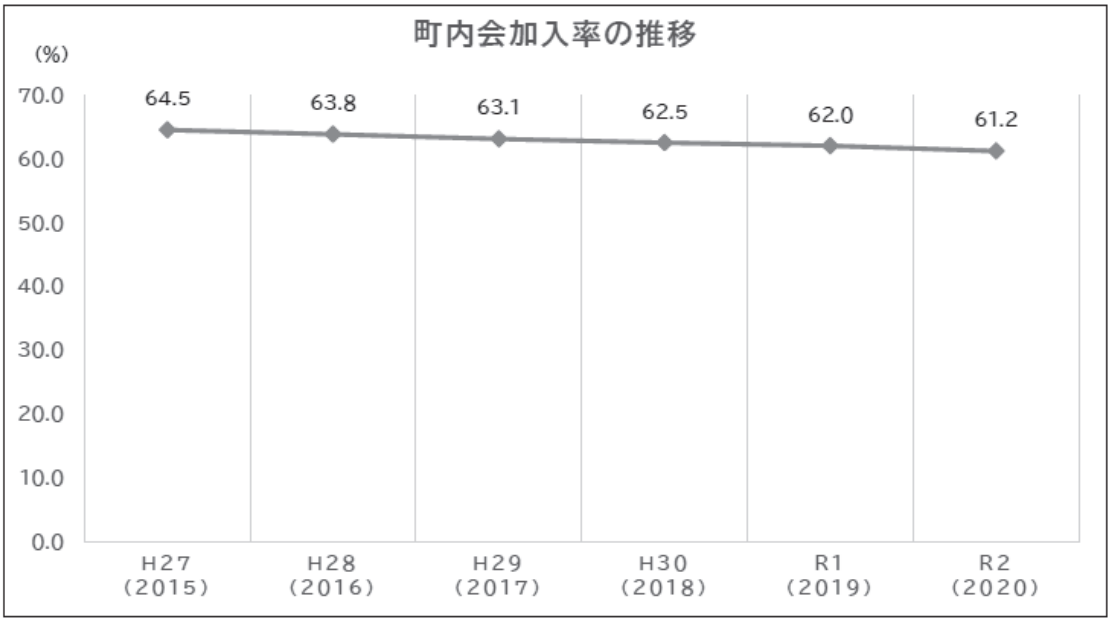

資料：八戸市（国勢調査推計世帯数ベース　各年４月１日現在）

（11）虐待相談件数の状況

当市の令和２年度（2020 年度）の虐待相談件数は、高齢者（市高齢福祉課／地域包括支援センター受付分）が 66 件、障がい者（市障がい福祉課及び市委託相談支援センターハートステーション受付分）が７件、児童（市こども家庭相談室受付分）が 96 件となっており、平成 29 年度（2017 年度）と比較すると、各虐待相談件数は増加しています。

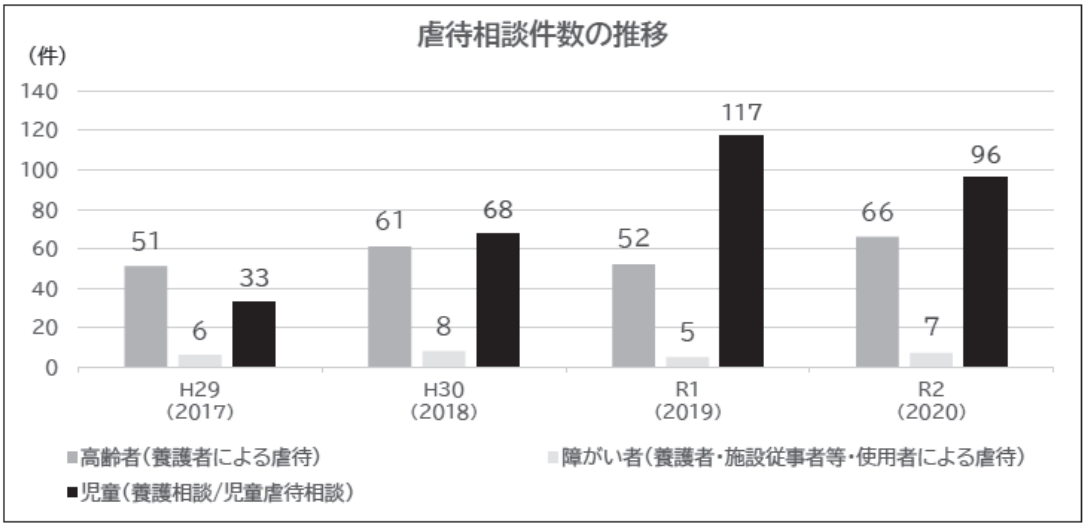

資料：八戸市（各年度末日現在）

（12）民生委員・児童委員の活動状況

令和元年度（2019 年度）の民生委員・児童委員の活動状況は、相談・支援件数が延べ 19,520 件、一人あたりの活動日数が 130 日でしたが、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴う緊急事態宣言を受け、一部の活動を自粛したため、相談・支援件数は延べ 13,413 件、一人あたりの活動日数は 105 日となっています。

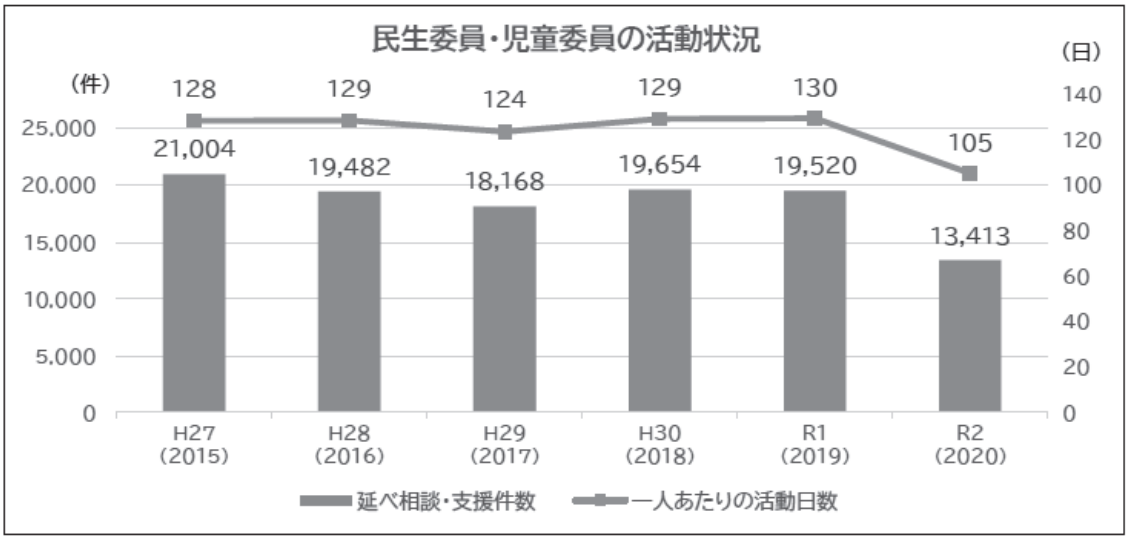

資料：八戸市（各年度末日現在）

２．第３期計画の評価と今後の課題

（１）基本目標Ⅰ　みんなで支え合う地域づくり

小地域ごとの住民主体の福祉活動の推進組織として、概ね中学校区を単位に 26 の地区社会福祉協議会（以下、地区社協という）が設立され、地域の状況に応じた地域福祉活動に取り組んでいますが、担い手不足等からサロンの開催が出来なくなるなど、活動に地域差が生じています。また。地区社協未設置地区の解消には至りませんでした。地区社協が暮らしの中にある地域の福祉課題に対して、そこで暮らす方々の地域の「つながり」を活かしながら活動に取り組んでいけるよう、地区社協同士が情報交換できる場を増やすなど、担い手への支援を検討する必要があります。

また、地域のニーズを把握するために、地域福祉懇談会を定期的に開催し、地域の現状や困りごと等を把握する機会を設けました。いずれの地区でも、依然として、地区社協や民生委員・児童委員、町内会役員等の地域福祉活動を担う人材が固定化・高齢化している状況であり、少子高齢化や定年の延長等により担い手不足は喫緊の課題となっています。人材確保のためにも、地域の福祉活動に関心を持ってもらえるような広報活動や担い手の育成について検討する必要があります。

（２）基本目標Ⅱ　福祉の心を育む人づくり

ボランティアセンターを設置し、様々な体験講座を開催し、ボランティア活動への意識啓発を図り、障がい者や高齢者への理解を促進し、福祉施設や福祉教育などでのボランティア活動につなげてきましたが､活動する人の年齢層は高く､若い世代のボランティア登録はなかなか増えないという状況にあります。今後、ボランティア活動への関心はあるものの、活動に結び付いていない人やあらゆる年代に届くような広報、ボランティア活動メニューの開拓を行うとともに、地域福祉活動にも関心を寄せてもらい、その担い手へと変容させるような講座の開催などを検討する必要があります。

（３）基本目標Ⅲ　安心して暮らせる地域づくり

少子高齢化や核家族化、生活様式の変化などに伴い、地域社会において孤独死、虐待、引きこもりや介護問題、貧困問題など、高齢者、障がい者、子ども等といった対象別に行うサービスでは解決できない複合的な問題が顕在化する中、地域の見守り活動や高齢者・子育てサロン、ファミリーサポートセンターや生活自立相談支援センターの運営、日常生活自立支援事業などを通して、福祉ニーズを持つ方への支援に取り組みました。

また、高齢化に伴う認知症の増加、障がい者の親なき後問題などに対応するための成年後見センター事業を 2016 年度（平成 28 年度）に八戸市より新規受託し、成年後見制度の相談と利用促進に取り組みました。

今後、個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ（地域に出向いていくこと）にも取り組み、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりを検討する必要があります。

災害時のボランティア活動については、八戸市と締結した「災害時におけるボランティア活動等に関する協定」（2010 年（平成 22 年）6 月）に基づき、東日本大震災に際して災害ボランティアセンターを開設し、79 日間運営した経験をもとに、関係団体との定期的な災害ボランティアセンター設置・運営訓練やネットワーク会議を通して、様々な課題を検証しました。検証の結果、「八戸市災害ボランティアセンター運営マニュアル」（2013 年（平成 25 年）3 月作成）の見直しを行い、活動手順や受付・報告の様式などの内容を修正し、2019 年（平成 31 年）3 月に改訂しました。

また、2019 年（令和元年）10 月に発生した台風 19 号の被災地を支援するため、県社協の要請に応じて福島県いわき市に職員を派遣し、災害ボランティアセンターの運営を支援しました。被災地への職員派遣により、様々な災害の状況下における災害ボランティアセンターの円滑な運営方法や支援のあり方を学ぶことができました。

今後、近年多発する自然災害に対応すべく、関係団体とのつながりを強化し、災害時における円滑なボランティア活動の展開について、引き続き検討していく必要があります。

（４）基本目標Ⅳ　組織体制の強化と基盤づくり

市社協の財源は、会員の会費、寄付金、共同募金の配分金、八戸市からの補助金・受託金などが財源となっています。地域福祉活動を推進するうえで、貴重な自主財源である会費や共同募金は、町内会の加入世帯の減少等により、平成 28 年度と比較すると減少しましたが、特別会員（企業）の加入促進や、共同募金のオリジナルピンバッジ募金への取り組みにより、自主財源減少への対策を図りました。今後、市社協の認知度アップのためにも、活動を「見える化」して積極的な情報発信に取り組み、自主財源を確保していく必要があります。

職員の資質の向上について、業務に必要な知識の習得のための外部研修や県内社協との情報交換などに参加し、スキルアップを図っていますが、組織内の連携や情報共有の不足などがあるため、内部研修の充実を図る必要があります。

今後、市社協が担うべき役割を再認識し、地域から信頼される組織を目指した職員の育成及び組織・運営体制の基盤強化を行うことで安定的・継続的な組織運営を推進していく必要があります。

第３章　計画の目指すもの

１．基本理念

誰もが安心して　生き活きと
住み慣れた地域で暮らせるまちづくり

～ともに生き、つながりを絶やさない地域づくりを目指して～

第３期計画の基本理念を継承し、本計画の基本理念を「誰もが安心して　生き活きと　住み慣れた地域で暮らせるまちづくり」とします。

少子高齢化が進み、人口減少社会が本格化するなど、社会環境は大きく変化し、核家族化、単身世帯の増加等により、家族や地域の繋がりの希薄化・無縁化などの多様な課題が顕在化しています。

こうした中で、誰もが安心して地域で暮らし続けていくためには、住民が地域福祉課題を「他人事」ではなく「我が事」として受け止め、住民や各種関係団体、企業等と連携・協働して、「丸ごと」解決できる体制を構築することが必要です。そして、誰もが住み慣れた地域で孤立せずに、いつまでも自分らしく心豊かに暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指すことが求められています。

人と人、人と社会がつながり支え合う環境づくり、分野を超えてつながり、地域課題を解決する地域づくりに向けて、～ともに生き、つながりを絶やさない地域づくりを目指して～というサブタイトルを設定し、地域福祉の推進を目指します。

２．基本目標

基本理念の実現に向けて、次の４つの基本目標に沿って計画を推進します。

Ⅰ　みんなで支え合う地域づくり

すべての人が、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に関心を持ち、自ら参画し、地域における多世代間での交流、話し合いを通じて解決につなげられる場の充実に努めます。 また、住民の福祉意識を醸成し、住民や地域の団体など地域の資源を最大限活用し、見守り・助け合いの活動を促進することで、みんなで支え合う地域を目指します。

Ⅱ　福祉の心を育む人づくり

地域福祉の推進には、地域の人の理解と協力が必要です。地域福祉に触れるきっかけとして、地域福祉情報やボランティア活動情報の発信、福祉教育・体験、イベントの開催等を行い、地域で協力し合える関係を築きます。

Ⅲ　安心して暮らせる地域づくり

誰もが、地域でいつまでも安心して暮らせるよう、日頃から地域の助け合いの中で、一人ひとりの権利や生活が守られ、安全安心に暮らせる地域づくりを目指します。また、災害時のボランティアの体制づくりやネットワークづくりを進めます。

Ⅳ　信頼される運営基盤づくり

Ⅰ～Ⅲの目標達成のために、市社協が担うべき役割を再認識し、地域資源や取り組むべき課題について分かりやすく伝え、活動への幅広い層の参加につながるよう、広報の強化に取り組みます。また、地域や専門職等から把握した情報を、各関係団体や関係機関、行政と連携した包括的な支援につなげられる人材育成に努めます。

３．計画の体系

４つの基本目標を達成するために、具体的な活動計画の指針となる基本計画を次のとおり設定します。

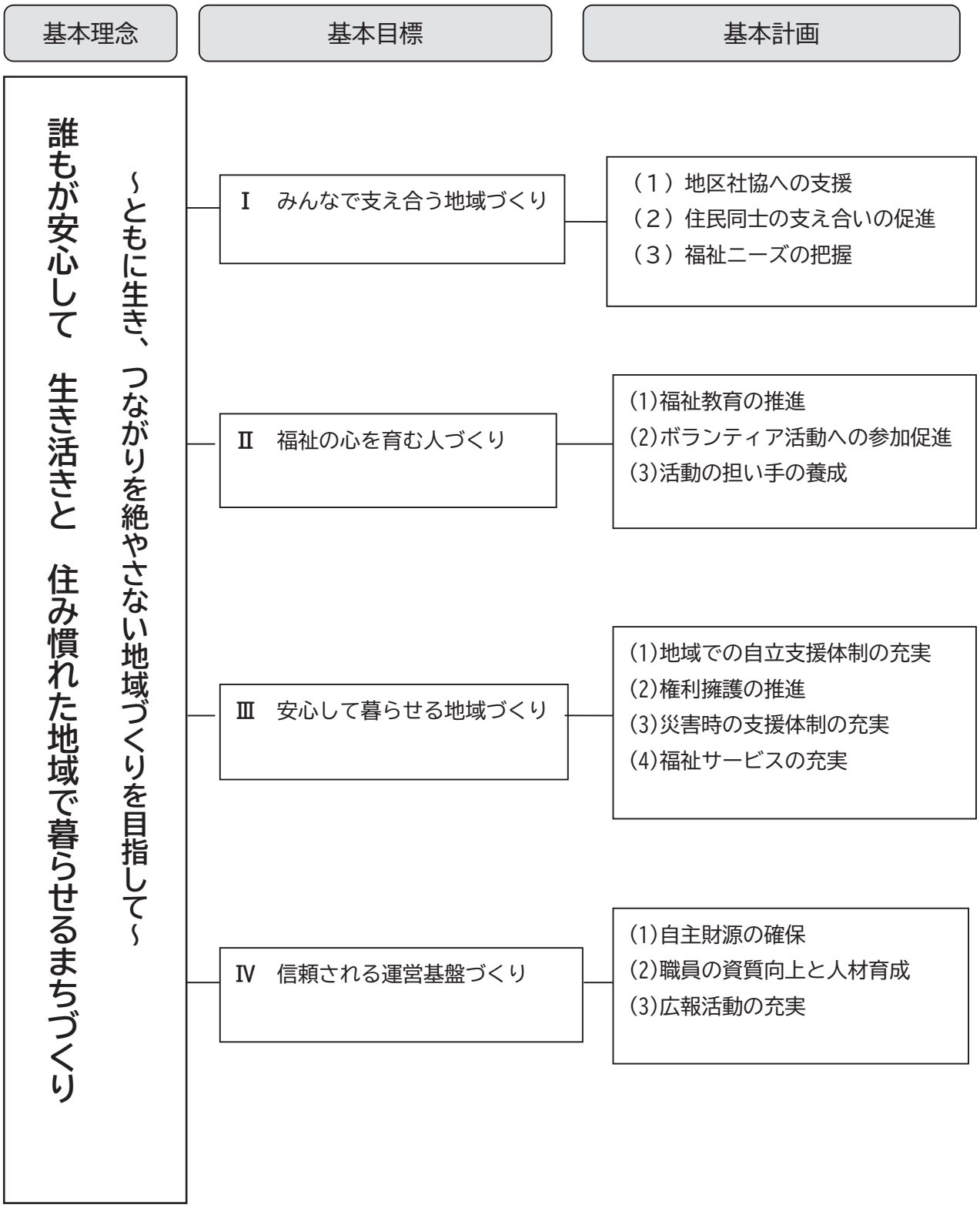

第４章　活動計画の内容

基本計画実現のために、具体的な活動計画を次のとおり定めます。

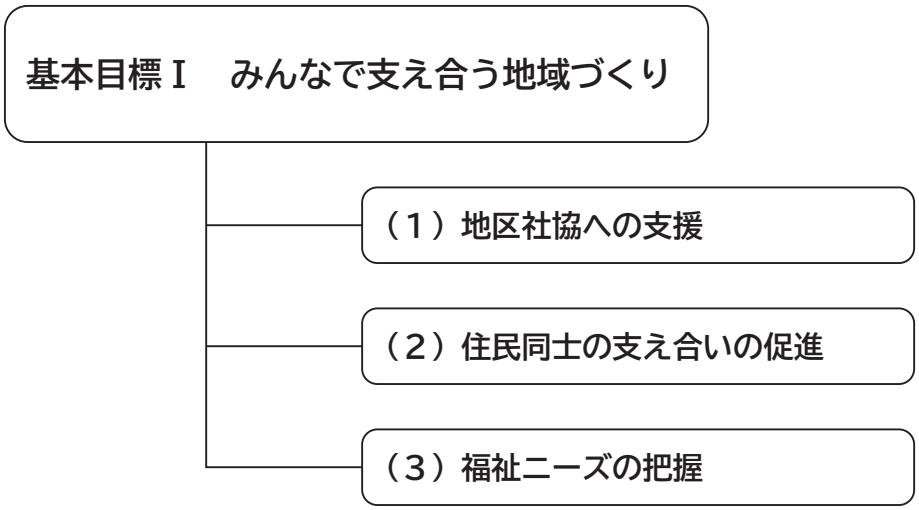

Ⅰ－（１）地区社協への支援

住民の地域福祉活動への理解と参加を促進し、地域で支え合い、助け合う仕組みづくりを推進します。

取り組みを進める事業	今後の方針	実績
1　地区社協の育成支援 〈会費〉	❖地区社協で実施している活動の情報交換の機会を増やすなどして、活動の地域差の解消、未設置地区の解消を図り、地域での支え合いの活動を推進する。	（平成 28 年度） 設置数 26 地区 （令和２年度） 設置数 26 地区
2　地区社協の活動支援 〈会費・各委託事業〉	❖地区社協と市社協が、車の両輪となって協働し、地域の生活・福祉課題を一緒に考え、解決に向けて取り組んでいけるよう、地区社協の運営・活動における相談を受け付けるとともに、運営や活動従事者への研修を行う。 ❖地区社協の行事・サロンなどに参加し、円滑な運営を支援する。	（平成 28 年度） ・地区社協リーダー研修１回 ・高齢者サロン研修２回 ・子育てサロン研修１回 ・見守り研修１回 （令和２年度） ・地区社協リーダー研修１回 ・高齢者サロン研修２回 ・子育てサロン研修１回 ・見守り研修１回

Ⅰ－（２）住民同士の支え合いの促進

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地区社協を主体とした地域福祉活動の活性化を図ります。

取り組みを進める事業	今後の方針	実績
1 地域での見守り活動 【ほのぼのコミュニティ21推進事業】 〈市委託事業〉	❖地区社協の町内ごとに「ほのぼの交流協力員」を配置し、一人暮らし高齢者や地域とのつながりが必要な世帯を定期的に訪問するなどして見守り、支え合う体制の充実を図る。 ❖見守り活動を通じて困りごとを発見し、関係機関につなげられるような研修を行い、協力員のスキルアップを図る。 ❖未実施地区の解消を図り、市内全地区への事業普及を目指す。	（平成28年度） 実施地区社協 23地区 協力員数　847人 訪問世帯　1,558世帯 （令和２年度） 実施地区社協 22地区 協力員数　838人 訪問世帯　1,695世帯
2 高齢者サロン事業 【ほっとサロン】 〈市委託事業〉	❖地区社協が実施主体となり、小地域ごとに高齢者サロンを実施し、高齢者の閉じこもりや孤独感の解消、生きがいや仲間づくり、心身機能の維持向上を図る。 ❖各地区のサロンスタッフの研修交流会を開催し、既存のサロンが継続していけるよう支援を行う。 ❖サロン立ち上げのための説明会等を行って未実施地区の解消を図り、市内全地区への事業普及を目指す。	（平成28年度） 実施地区社協 23地区 サロン数　60 実施回数　594回 参加人数　16,507人 （令和２年度） 実施地区社協 17地区 サロン数　53 実施回数　306回 参加人数　5,970人
3 子育てサロン事業 〈市委託事業〉	❖地区社協が実施主体となり、小地域ごとに子育てサロンを実施し、育児の不安軽減や情報交換ができる場を提供する。 ❖各地区のサロンスタッフの研修交流会を開催し、既存のサロンが継続していけるよう支援を行う。 ❖サロン立ち上げのための説明会等を行って未実施地区の解消を図り、市内全地区への事業普及を目指す。	（平成28年度） 実施地区社協 21地区 サロン数　21 実施回数　229回 参加人数　9,702人 （令和２年度） 実施地区社協　9地区 サロン数　9 実施回数　43回 参加人数　903人

取り組みを進める事業	今後の方針	実績
4 ファミリーサポートセンター事業 〈市委託事業〉	❖子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方（提供会員）の登録及び紹介を行い、会員相互の援助活動の充実を図る。 ❖「八戸圏域連携中枢都市圏」の提供会員増強のため、圏域町村との連携を強化する。 ❖提供会員が、安心してサポートができるよう研修会の充実を図る。	(平成 28 年度) 依頼会員 438 人 提供会員 280 人 両方会員 14 人 活動件数 1,321 件 (令和２年度) 依頼会員 419 人 提供会員 284 人 両方会員 10 人 活動件数 927 件

Ⅰ－(３) 福祉ニーズの把握

様々な年代の多様化する福祉ニーズを的確に把握し、地域の問題解決に向けた福祉活動を推進します。

取り組みを進める事業	今後の方針	実績
4 地域福祉懇談会の開催 〈会費〉	❖定期的に地域福祉懇談会を開催し、情報交換や意見交換をすることにより、地域の福祉課題を共有するとともに、住民の福祉意識を高める。	(平成 28 年度) 地域福祉懇談会 2 回 (令和２年度) 地域福祉懇談会 0 回 ※新型コロナウイルスのため中止

子育てサロンの様子

高齢者サロンの様子

基本目標Ⅱ　福祉の心を育む人づくり

- （１）福祉教育の推進
- （２）ボランティア活動への参加促進
- （３）活動の担い手の養成

Ⅱ－（１）福祉教育の推進

福祉教育への取り組みや福祉に触れる機会を充実させることで、一人ひとりの福祉への意識を高め、お互いを理解し、尊重し合えるような「共に生きる社会（地域共生社会）」を目指します。

取り組みを進める事業	今後の方針	実績
1　ボランティア推進校事業 〈共同募金・会費〉	❖児童・生徒を対象とし、社会福祉への関心や理解を深めるとともに、地域でのボランティア活動等を通して、思いやりの心を育て、お互いに助け合う力を育むことを目的に、ボランティア推進校事業を実施する。 ❖ボランティア推進校が、地域と連携した活動に取り組めるよう支援し、推進校の活動を通して、子育て世代への地域福祉への意識啓発を図る。	（平成 28 年度） 推進校　13 校 （令和２年度） 推進校　13 校
2　出前講座等の充実 〈共同募金・会費〉	❖車椅子体験、高齢者疑似体験、点字体験、知的障がい者体験等の出前講座を開催し、市民の福祉意識の啓発を図る。 ❖福祉人材バンク事業とタイアップし、福祉の仕事に関心のある子どもを対象とした福祉体験講座を開催し、福祉の仕事に対する理解とイメージアップを図る。	（平成 28 年度） 出前講座　　１8 回 参加延人数　837 人 （令和２年度） 出前講座　　4 回 参加延人数　211 人
3　福祉体験学習サポーターの養成 〈共同募金・会費〉	❖学校や地域における車椅子体験、高齢者疑似体験等の福祉体験学習を支援するサポーターを養成し、福祉について学ぶことを応援する体制の充実を図る。	（平成 28 年度） 参加人数　14 人 ※隔年開催 （令和元年度） 参加人数　9 人

Ⅱ－（２）ボランティア活動への参加促進

ボランティア活動についての周知を図り、活動への参加を広く呼びかけます。

取り組みを進める事業	今後の方針	実績
1 ボランティアセンター運営事業 〈共同募金・会費〉	❖ボランティア活動に関する相談や情報提供、講座等を開催し、幅広い世代へボランティア活動の理解を広め、新たな活動者を発掘・養成し、ボランティア活動や地域活動につなげる。 ❖従来からの福祉施設での活動メニューの他、地域での活動メニューや多様化する個別支援ニーズへの対応を検討し、ボランティアセンターの機能強化に取り組む。 ❖企業や大学などの社会資源を地域に還元し、社会貢献活動につなげられるような支援体制づくりに努めます。	（平成 28 年度） 活動メニュー　117 件 個人登録　91 人 団体登録　354 団体 （令和２年度） 活動メニュー　83 件 個人登録　39 人 団体登録　164 団体
2 シニアはつらつポイント事業 〈市委託事業〉	❖高齢者が介護施設等で行ったボランティア活動に対して、金券等との交換や福祉団体への寄付ができるポイントを付与する事業に取り組み、高齢者の社会参加や地域貢献活動を支援する。	（平成 28 年度） 活動実人数　121 人 活動延人数　1,849 人 受入施設数　70 施設 （令和２年度） 活動実人数　12 人 活動延人数　33 人 受入施設数　84 施設

Ⅱ－（３）活動の担い手の養成

地域福祉活動を活発化するためのリーダーを育成するとともに、今後、活動を維持・継続していくための新たな人材養成に取り組みます。

取り組みを進める事業	今後の方針	実績
1 活動の担い手の養成 〈共同募金〉	❖地域福祉活動に関する広報の充実を図り、若い世代や子育てを終えた世代、退職を控えた世代が気軽に地域福祉活動に参加できるきっかけづくりとなるようなイベントや体験プログラムなどを検討し、地域福祉活動の仲間（担い手）を確保する。	★新規事業

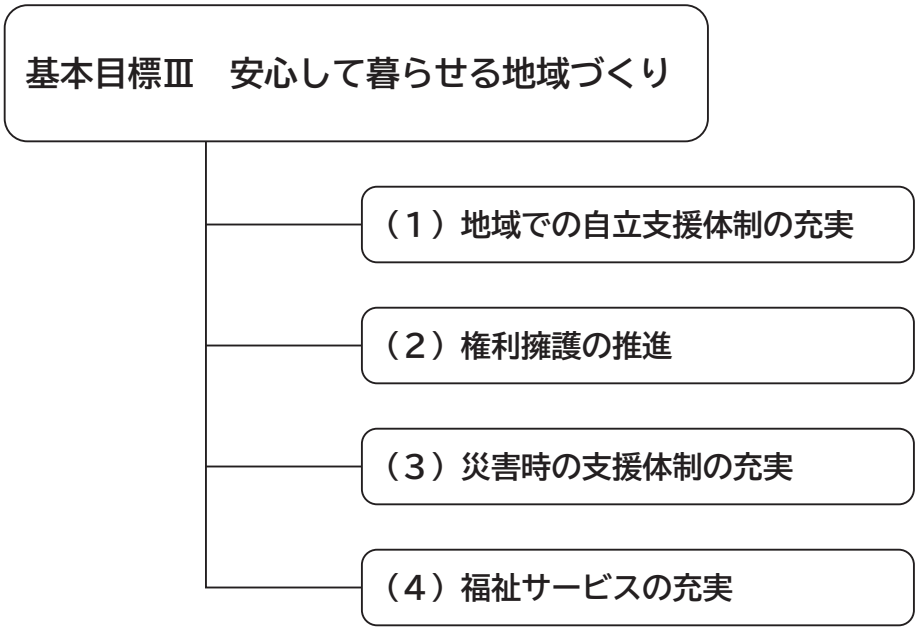

Ⅲ－（１）地域での自立支援体制の充実

既存の制度・サービスでは対応できない問題を抱えた方に対し、さまざまな社会資源を活用して、一人ひとりのニーズに寄り添った支援の充実を図ります。

取り組みを進める事業	今後の方針	実績
1　八戸市生活自立相談支援センター 〈市委託事業〉	❖生活困窮者の早期支援と自立促進を図るために、多様な支援機関、社会資源とのネットワークを築き、相談者が抱えた複合的な課題の解決に向けた伴走型の支援を行う。 ❖相談から浮き彫りにされた福祉ニーズを検討し、解決できるような仕組みづくりに努める。	（平成 28 年度） 相談受付件数　1,445 件 （令和２年度） 相談受付件数　4,119 件 （※新型コロナ特例貸付のため増加）
2　資金の貸付事業 〈自主財源〉	❖低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯の自立促進を図るため、「たすけあい資金」の貸付と「生活福祉資金」の貸付相談を行う。 ❖金銭的な課題だけではなく、生活全般の複合的な課題を抱えている方に対して、民生委員や関係機関と連携した支援を行う。 ❖支援が必要な世帯に制度の情報が行き届くよう周知する。	(平成 28 年度) たすけあい資金　459 件 生活福祉資金　　49 件 (令和２年度) たすけあい資金　185 件 生活福祉資金　918 件 （※新型コロナ特例貸付のため増加）

取り組みを進める事業	今後の方針	実績
3 フードバンク事業 〈会費〉	❖一時的に生活に困窮している世帯に、市民や企業等から寄付された食料を提供し、生活を支援する。 ❖安定して食料を確保するため、事業のPRを行い、食料品の寄付を募るとともに、支援の必要な世帯に情報が伝わるよう継続的な情報発信を行う。	★新規事業（実施中）
4 ふれあい相談所 〈共同募金・会費〉	❖住民が身近に相談できる窓口として、相談所を運営し、日常生活のあらゆる心配ごとに対する「なんでも相談」や法テラスとの共催による「法律相談」を行う。 ❖相談技法研修会への参加や相談員の情報交換会を開催し、相談員のスキルアップを図る。	（平成28年度） なんでも相談　146人 法律相談　435人 （令和２年度） なんでも相談　147人 法律相談　268人
5 障がい者就労支援事業 〈市委託事業〉	❖障がい者の就労支援団体とのネットワークを築き、就労に関する情報の共有、理解促進のための研修会を開催する。 ❖障がい者雇用企業や障害者就労継続支援サービス事業所、市民を対象に、障がい者就労サポーター養成講座を開催し、障がいの特性や障がい者支援に関する制度について理解を深める。	（平成28年度） ネットワーク会議　5回 就労サポーター養成156人 （令和２年度） ネットワーク会議　2回 就労サポーター養成155人
6 福祉団体との連携と育成 〈共同募金・民児協委託費〉	❖民生委員児童委員協議会と連携し、困りごとを抱えた人への相談や支え合いの体制の充実を図る。 ❖同じ福祉課題を抱える人たちの当事者組織に助成金を交付するなどして、側面から活動を支援する。	（平成28年度） 助成金交付団体65団体 （令和２年度） 助成金交付団体64団体
7 社会福祉法人のネットワーク構築事業 〈会費〉	❖社会福祉法人制度改革により、地域における公益的な取組が、社会福祉法人の責務として明確化されたことに伴い、社会福祉法人がともに、複雑化・複合化した地域生活課題に取り組む体制を構築する。	★新規事業

Ⅲ－（２）権利擁護の推進

高齢者や障がいのある方が安心して福祉サービスを受けたり、自分の権利や財産を守れるように支援します。

取り組みを進める事業	今後の方針	実績
1 日常生活自立支援事業 〈県社協委託事業〉	❖認知症や知的障がい、精神障がい等により、自分一人で意思決定し実行に移すことが難しい状態にあり、日常生活に不安のある方が、安心して地域で暮らせるように、福祉サービスの利用手続きや日常生活上の支払、大切な書類の保管等の援助を行う。（８市町村広域事業） ❖成年後見制度への円滑な移行を図るため、成年後見センターと定期的な会議を行い、日常生活自立支援事業等の適切な運営を推進する。	（平成 28 年度） 利用者数　95 人 相談件数　2,254 件 生活支援員数　44 人 （令和２年度） 利用者数　92 人 相談件数　1,596 件 生活支援員数　45 人
2 成年後見センター事業 〈市委託事業〉	❖認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人の権利擁護に関する総合相談を行う。 ❖成年後見制度利用促進に関する中核的機関として、関係機関や専門職との連携体制を構築するため、ネットワーク会議を開催する。 ❖成年後見人等の受任者調整等の支援や市民後見人養成研修、フォローアップ研修等を開催して担い手を育成し、活動を推進する。 ❖成年後見制度普及啓発のための研修会を開催し、利用促進を図る。 ❖日常生活自立支援事業と定期的な会議を行い、成年後見制度への移行がスムーズに行えるよう連携する。	（平成 28 年度） 相談件数　307 件 （令和２年度） 相談件数　278 件
3 市民後見人の後見監督業務 〈会費〉	❖市民後見人が受任しているケースについて、家庭裁判所からの要請に応じて後見監督人を受任し、判断能力が不十分な方の財産管理と身上監護を行う市民後見人の活動を支援する。	（平成 28 年度） 受任件数　5 件 （令和２年度） 受任件数　4 件

取り組みを進める事業	今後の方針	実績
4 法人後見事業 〈会費〉	❖認知症や知的障がい、精神障がい等により、意思決定が困難な人の判断能力を補うため、市社協が成年後見人等を受任し、被後見人等の財産管理、身上監護を行うことで、住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう、その権利擁護を支援する。	★新規事業

Ⅲ－（３） 災害時の支援体制の充実

災害時の迅速な対応の重要性を認識し、ボランティアの受け入れや派遣体制づくりを推進します。また、平常時から、関係機関･団体相互の情報交換や交流を図り、「顔の見える関係」づくりに努めます。

取り組みを進める事業	今後の方針	実績
1 災害ボランティアコーディネーターの育成 〈共同募金〉	❖県社協等が開催する「災害ボランティアコーディネーター養成講座」の受講を促進し、市民に災害ボランティア活動や災害ボランティアセンターの役割、必要性に対する理解を広げる。	（令和２年度） 災害ボランティアコーディネーター研修会参加
2 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練 〈共同募金〉	❖定期的に災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行ってノウハウを蓄積し、災害時の体制整備を図る。	（平成 28 年度） 市総合防災訓練参加 （令和２年度） 市総合防災訓練中止
3 災害ボランティアの啓発活動 〈共同募金〉	❖災害ボランティア展を開催し、広く市民へ災害ボランティア活動の理解促進を図る。	（平成 28 年度） パネル展示　2 回 （令和２年度） 新型コロナウイルスのため中止
4「災害ボランティアネットワーク八戸」との連携 〈共同募金〉	❖行政や防災関係団体、ＮＰＯ等の協力を得ながらネットワークを構築し、災害時に協働できる体制づくりを行うとともに、災害ボランティアセンターマニュアルの見直しを定期的に行う。	（平成 28 年度） 加盟団体数　9 団体 （令和２年度） 加盟団体数　8 団体

Ⅲ－（４）福祉サービスの充実

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、ニーズに即した福祉サービスの提供を推進するとともに、福祉サービスの質の向上を推進します。

取り組みを進める事業	今後の方針	実績
1 児童館運営事業 〈市指定管理事業〉	❖子どもたちに健全な遊びを提供し、健康増進を図るとともに、思いやり、協調性、行動力、心の豊かさを育む。 ❖各児童館において、地域のニーズに合った事業を実施し、地域や家庭と連携した子育て支援に取り組む。	（平成 28 年度） 児童館 15 館 延利用人数 135,209 人 （令和２年度） 児童館 15 館 延利用人数 89,901 人
2 老人福祉センター南郷運営事業 〈市指定管理事業〉	❖高齢者に憩いの場を提供し、高齢者の健康相談、趣味教養講座の開催、入浴などにより、高齢者の生きがいづくりと健康増進を図る。	（平成 28 年度） 延利用人数 2,988 人 （令和２年度） 延利用人数 1,424 人
3 居宅介護支援事業 〈介護保険事業〉	❖要介護者等が日常生活を営むために必要な介護サービスを適切に利用しながら、安心して住み慣れた自宅で日常生活が送れるよう、利用者や家族のニーズに合ったきめ細かなサービス提供を行う。	（平成 28 年度） 延利用人数 701 人 （令和２年度） 延利用人数 850 人
4 訪問介護事業 〈介護保険事業〉	❖要介護者等が地域で安心して自立した生活ができるよう、きめ細かな身体介護、生活援助を行う。 ❖介護保険外のニーズ（雪かき）への対応について検討する。	（平成 28 年度） 要介護延人数 2,591 人 要支援延人数 330 人 （令和２年度） 要介護延人数 3,215 人 要支援延人数 445 人
5 通所介護事業 〈介護保険事業・市指定管理事業〉	❖要介護者等に入浴、食事、レクリエーション、機能訓練、相談等のサービスを提供し、社会的孤立感の解消および心身機能の維持を図る。 ❖高齢者支援センターとの連携を強化するとともに居宅介護支援事業所に向けてＰＲを行い、利用者の拡大を図る。	（平成 28 年度） 要介護延人数 4,576 人 要支援延人数 1,836 人 （令和２年度） 要介護延人数 4,918 人 要支援延人数 1,762 人

基本目標Ⅳ　信頼される運営基盤づくり

- （１）自主財源の確保
- （２）職員の資質向上と人材育成
- （３）広報活動の充実

Ⅳ－（１）自主財源の確保

住民相互の支え合いによる地域福祉活動を継続していくために、安定的な自主財源の確保に取り組む。

取り組みを進める事業	今後の方針	実績
１　会員の拡大 〈会費〉	❖住民主体の福祉活動の推進や法人の適正な運営を維持するため、安定した会費収入の確保に向けて、会費の使途や市社協の活動を「見える化」し、会員制度への理解と加入促進を図る。	（平成 28 年度） 会費　10,368,610 円 （令和２年度） 会費　10,501,271 円
２　共同募金運動の推進 〈共同募金〉	❖共同募金は、さまざまな民間の地域福祉活動や災害時支援に役立てられており、市社協の地域福祉事業にも配分され、貴重な活動財源となっている。共同募金のしくみや使途の周知を図り、共同募金運動の参加を促進する。 ❖ピンバッジ募金やイベント募金等の多様な募金手法に取り組み、募金の増強を図る。 	（平成 28 年度） 赤い羽根共同募金 24,011,371 円 歳末たすけあい募金 5,001,870 円 （令和２年度） 赤い羽根共同募金 23,797,113 円 歳末たすけあい募金 4,828,384 円

Ⅳ－（２）職員の資質向上と人材育成

複雑化する福祉課題に対応していくため、職員の資質向上と、専門性の向上に向けた人材育成に努めます。

取り組みを進める事業	今後の方針	実績
1 事務局体制の整備 〈会費・各委託事業〉	❖職員の専門性を高めるため、資格取得を促進するとともに、内部研修、外部研修などに積極的に参加させ、業務に必要な知識の習得、他市町村社協との情報交換を図り、職員の資質向上に努める。	（平成 28 年度） 外部研修　延 161 人 内部研修　1 回 （令和２年度） 外部研修　延 100 人 内部研修　7 回

Ⅳ－（３）広報活動の充実

より効果的な情報提供や啓発活動に努め、社協の理解者・支援者の拡大を図ります。

取り組みを進める事業	今後の方針	実績
1 広報紙やインターネットを活用した広報の充実 〈会費・共同募金〉	❖広報誌「社協はちのへ」を年 4 回発行し、市社協、地区社協の活動について、より分かり易く、多くの方に関心を持ってもらえるような情報提供に努めるとともに、効果的な配布先の検討を図る。 ❖市社協や地区社協の活動、ボランティア情報等をいつでも入手できるよう、ホームページやフェイスブックを活用した情報提供を行う。	（平成 28 年度） 11,000 部× 4 回発行 （令和２年度） 11,000 部× 4 回発行 ホームページ、フェイスブックの運用
2 市社協の認知度の向上	❖様々な研修会や講座等の機会を捉えて、市社協のパンフレット等を活用した周知を行い、認知度の向上に努める。	（令和元年度） パンフレット 2,000 部作製

ホームページ

５．計画の進行管理

地域福祉活動計画の着実な推進を図るためには、計画がどのように進んで、どのような効果があったのかなどを確認する「進行管理」と「事業評価」を行うことが必要です。また、近年、地域福祉をめぐる社会状況や制度がめまぐるしく変化している現状においては、実施事業の検証や見直しを進めていくことも大切になります。

進行管理と事業評価については、計画の推進主体である市社協自らが、各年度の進捗状況の確認と事業評価を行うとともに、地域住民や福祉関係団体、学識経験者等で構成する「地域福祉活動計画推進委員会」を組織し、点検と評価を行う体制を設けます。

点検・評価にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action）というＰＤＣＡサイクルにより、効果的な事業推進を図ります。

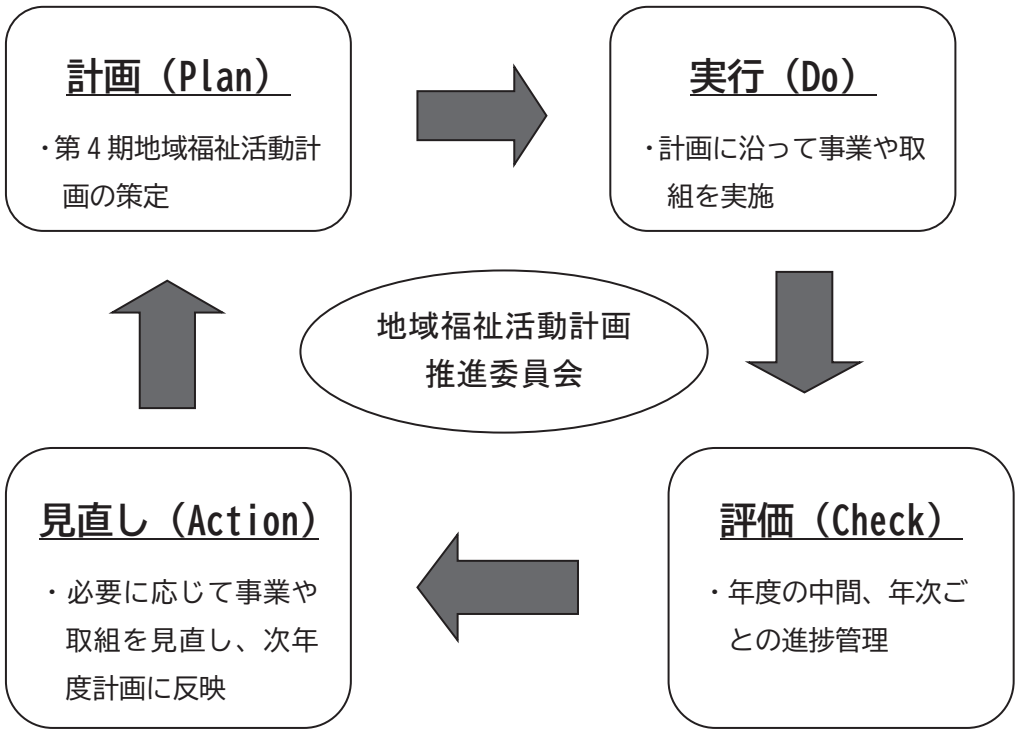

資　料

１．計画策定委員会設置要綱

（設置目的）

第１条　住民参加型の地域福祉活動の推進が求められている中で、八戸市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の今後の活動方針を示すための地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定することを目的に、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　委員会は、次の各号に属する委員１５名以内で組織し、市社協会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（１）地区社会福祉協議会
（２）民生委員児童委員協議会
（３）関係行政機関
（４）当事者組織及び団体
（５）NPO・ボランティア団体
（６）福祉施設・関係機関
（７）学識経験者
（８）その他会長が特に認めた者

２　委員会には、委員の互選により委員長１名及び副委員長１名を置く。

（運営）

第３条　委員会は、委員長が招集する。

２　会議は、委員長が主宰する。

３　委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

４　委員会は、必要に応じ関係職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

５　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

（作業部会）

第４条　活動計画の策定に関し、必要な資料の収集、調査及びその他各種の研究を行うために委員会のもとに作業部会を設置する。

２　作業部会員は、市社協職員を充てる。

（任期）

第５条　委員の任期は、委嘱された日から活動計画の策定完了までとする。

２　委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）
第６条　委員会及び作業部会の事務局は、市社協地域福祉課に置く。

（その他）
第７条　この要綱に定めるもののほか、活動計画の策定に関し必要な事項は、会長が別に決める。

附則　この要綱は、令和３年６月１４日から施行する。

２．計画策定委員会委員名簿

No.	区分	氏名	所属・職名
1	(1) 地区社会福祉協議会	松橋　いく子	吹上地区社会福祉協議会　会長
2		上野　茂宣	上長地区社会福祉協議会　会長
3	(2) 民生委員児童委員協議会	○荒川　繁信	八戸市民生委員児童委員協議会　会長
4		中嶋　幸一郎	八戸市民生委員児童委員協議会　副会長
5	(3) 関係行政機関	山道　尚久	八戸市福祉部　次長兼福祉政策課長
6	(4) 当事者組織及び団体	川村　暁子	八戸市手をつなぐ育成会 会長
7		前田　洋子	八戸市母子寡婦福祉会　会長
8		東山　国男	八戸市身体障害者団体連合会　会長
9		古戸　良一	八戸市老人クラブ連合会　会長
10	(5)NPO・ボランティア団体	向谷地　正彦	八戸市ボランティア連絡協議会　会長
11	(6) 福祉施設・関係機関	蒔田　増美	八戸地区社会福祉施設連絡協議会　会長
12	(7) 学識経験者	◎関川　幸子	八戸学院大学　健康医療学部 人間健康学科特任教授
13	(8) その他会長が特に認めた者	藤田　久美	日常生活自立支援事業　生活支援員

◎委員長
○副委員長

３．計画策定の経過

（１）策定委員会

回数	開催時期	検討内容
第１回	令和３年 ７月13日	・委嘱状交付 ・組織会 ・地域福祉活動計画について ・アンケート調査について
第２回	令和３年10月28日	・アンケート調査結果について ・第４期地域福祉活動計画（一次案）について
第３回	令和３年12月23日	・第４期地域福祉活動計画（二次案）について ・意見公募について
第４回	令和４年 ３月	・意見公募結果について（新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面会議） ・最終案について ・市社協会長への報告

（２）作業部会

・毎年２回、計画の進捗状況を確認
・平成28年度から令和２年度までの実績で評価と今後の課題を整理し、本計画の原案を作成
・策定委員から提出された意見を基に、原案を修正

（３）計画策定のための調査等

①アンケート調査

近年、少子高齢化による人口減少等により、地域社会を取り巻く環境が大きく変化するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな福祉課題・生活課題への支援の必要性が高まっている中、今後の地域福祉活動や事業の在り方として市社協に求められていることを把握するため、アンケート調査を実施した。

・調査対象：民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、町内会長等
・調査方法：アンケート用紙を対象者に直接配布または所属団体等を通じて配布し、返信封筒にて回収。
・調査時期：令和３年３月～令和３年４月
・配 布 数：993件
・回 収 数：714件
・回 収 率：71.9％

②地域福祉懇談会の開催

地区ごとに、地域住民、民生委員、地区社協の方々との懇談会を開催し、地域の様々な課題について話し合い、情報共有と共通認識を図った。

	開催期日	開催地区	参加者数
H28 年度	平成 29 年 2 月 8 日（水）	東地区	33 人
	平成 29 年 2 月 22 日（水）	三八城地区	26 人
H29 年度	平成 29 年 6 月 9 日（金）	白山台地区	30 人
	平成 30 年 2 月 15 日（木）	桔梗野地区	31 人
H30 年度	平成 30 年 11 月 16 日（金）	中居林地区	14 人
	平成 30 年 12 月 19 日（水）	白銀南地区	28 人
R 元年度	令和 2 年 2 月 25 日（火）	上長地区	36 人
	令和 2 年 3 月 10 日（火）	小中野地区	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
R2 年度	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		

③意見公募

・募集期間：令和４年１月１３日（木）～ ２月１３日（日）
・公表資料：第 4 期地域福祉活動計画案
・閲覧方法：市社協（本部・南郷支局）に設置、市社協ホームページへの掲載、各種講座等の参加者等への配布
・募集方法：郵送・ファックス・電子メール・持参
・実施結果：応募者　　０人
　　意見件数　　０件

ふれあいネットワーク

八戸市社会福祉協議会
第４期地域福祉活動計画

発行年月　令和４年３月
発　　行　社会福祉法人　八戸市社会福祉協議会
住　　所　八戸市根城８-８-155 八戸市総合福祉会館１階
電　　話　0178-47-2940
ＦＡＸ　0178-47-1881
ＵＲＬ　https://www.hachinohe-shakyo.or.jp/